

令和 8 年 議案第 1 7 号

みよし市学校給食センター運営委員会委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市学校給食センター運営委員会委員の任期満了につき新たに選任を行う必要があるからである。

令和8（2026）年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿

任期 令和8（2026）年4月1日～令和10（2028）年3月31日

	氏 名	選出区分	備 考
1	黒 田 和 秀	小中学校校長代表	緑丘小学校校長
2	山 田 郁 子	小中学校教頭代表	南中学校教頭
3	大 泉 一 平	小中学校教務主任代表	天王小学校教務主任
4	石 崎 桃 子	小中学校養護教諭代表	三好中学校主任養護教諭
5	川 原 祐 衣	給食主任	中部小学校給食主任
6	仁 科 訓 子	給食主任	北部小学校給食主任
7	石 井 撰 絵	給食主任	南部小学校給食主任
8	實 松 香 澄	給食主任	三吉小学校給食主任
9	山 口 さ ち	給食主任	三好丘小学校給食主任
10	西 野 吉 栄	給食主任	黒笹小学校給食主任
11	水 谷 裕 子	給食主任	北中学校給食主任
12	片 山 萌	給食主任	三好丘中学校給食主任
13	久 野 官	小学校PTA代表	小中学校PTA連絡協議会代表
14	宮 本 ゆ み	中学校PTA代表	小中学校PTA連絡協議会代表
15	大 澤 正 彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック医院長
16	三 浦 冴 子	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所食品安全課長
17	辻 亮 太	保育園父母の会代表	みよし市保育園父母の会副会長

○みよし市立学校給食センター設置条例

昭和48年4月2日

条例第1号

改正 昭和53年3月24日条例第15号

平成3年3月19日条例第13号

平成15年3月24日条例第14号

平成21年3月25日条例第16号

平成21年11月5日条例第35号

(設置)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第35号）

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則（抜粋）

昭和52年 7 月 1 日

教委規則第 4 号

（運営委員会の審議事項）

第 6 条 条例第 3 条第 2 項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- （1） 学校給食に関すること。
- （2） 給食費に関すること。
- （3） 給食センターの施設及びその管理に関すること。
- （4） その他学校給食に関すること。

（運営委員会の組織）

第 7 条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- （1） 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
- （2） 学校の教頭の代表
- （3） 学校の教務主任の代表
- （4） 学校の養護教諭の代表
- （5） 学校の給食主任
- （6） 小学校のPTAの代表
- （7） 中学校のPTAの代表
- （8） 学校の校医
- （9） 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
- （10） 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（運営委員会の委員長等）

第 8 条 運営委員会に、委員長、副委員長各 1 名を置く。

2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

（運営委員会の会議）

第 9 条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。